

新島村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

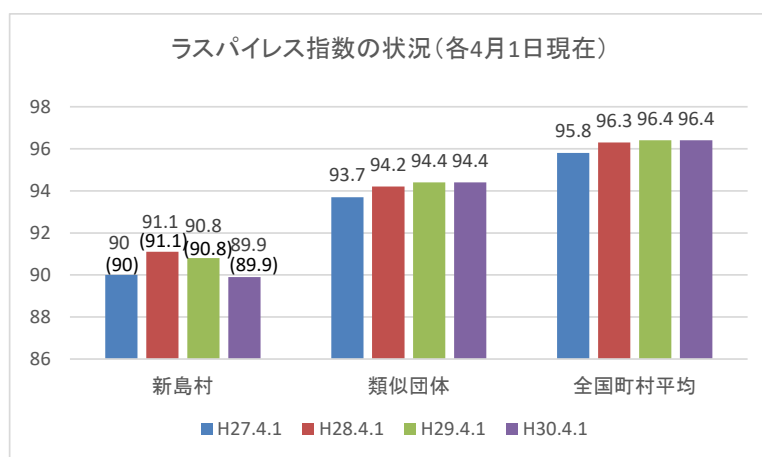
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 2,724	千円 4,568,720	千円 213,745	千円 653,573	% 14.3	% 17.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数	給与				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	千円	千円
29年度	人 92	千円 282,156	千円 47,304	千円 109,651	千円 439,111	千円 4,825	千円 5,470

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料の見直し

〔 実施 未実施 〕

実施内容

実施時期：平成30年3月
 内容：国の見直し内容を踏まえ実施。

② 地域手当の見直し

地域手当なし

③ その他の見直し内容

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新島村	43.0 歳	277,356 円	317,748 円	300,126 円
東京都	41.5 歳	314,490 円	444,592 円	395,638 円
国	43.5 歳	329,845 円	- 円	410,940 円
類似団体	41.2 歳	292,303 円	336,451 円	318,919 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額 (A)	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給料月額 (B)	
新島村	44.0 歳	5	234,000 円	260,121 円	258,960 円	—	—	—	—
うち調理員	44.0 歳	5	234,000 円	260,121 円	258,960 円	調理士	41.0歳	295,600円	0.79
東京都	49.7 歳	1,418	292,009 円	391,826 円	361,938 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553	286,817 円	- 円	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	49.0 歳	3	259,687 円	286,127 円	273,594 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
新島村	—	—	—
うち調理員	4,189,852	3,914,500	1.07

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成27～29年度の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分	新島村	東京都	国	
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	182,700 円	179,200 円
	高 校 卒	147,100 円	144,600 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	-	142,000 円	-
	中 学 卒	-	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（30年4月1日現在）

区 分	経験年数10年～14年	経験年数15年～19年	経験年数20年～24年	
一般行政職	大 学 卒	241,550 円	255,900 円	312,350 円
	高 校 卒	222,100 円	266,000 円	305,400 円
技能労務職	高 校 卒	205,000 円	232,500 円	250,500 円
	中 学 卒	- 円	- 円	231,500 円

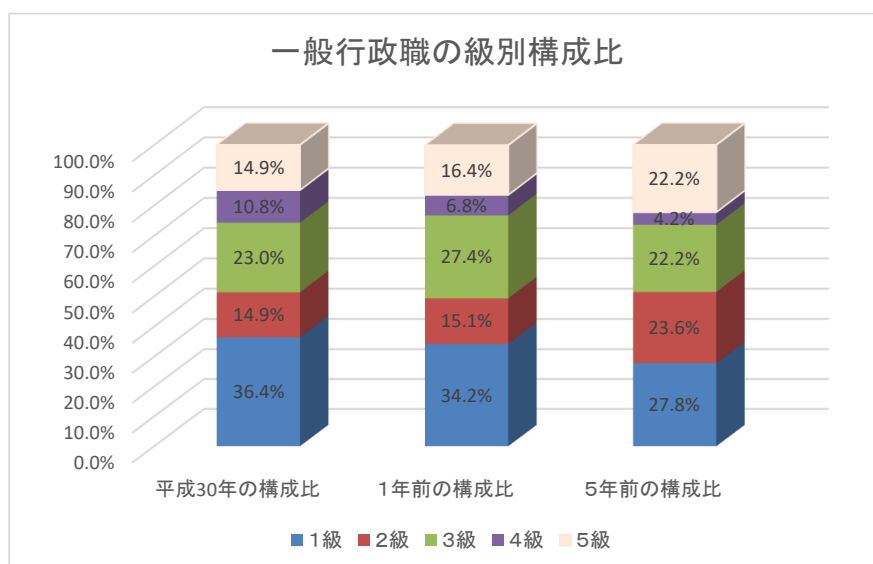
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（30年4月1日現在）

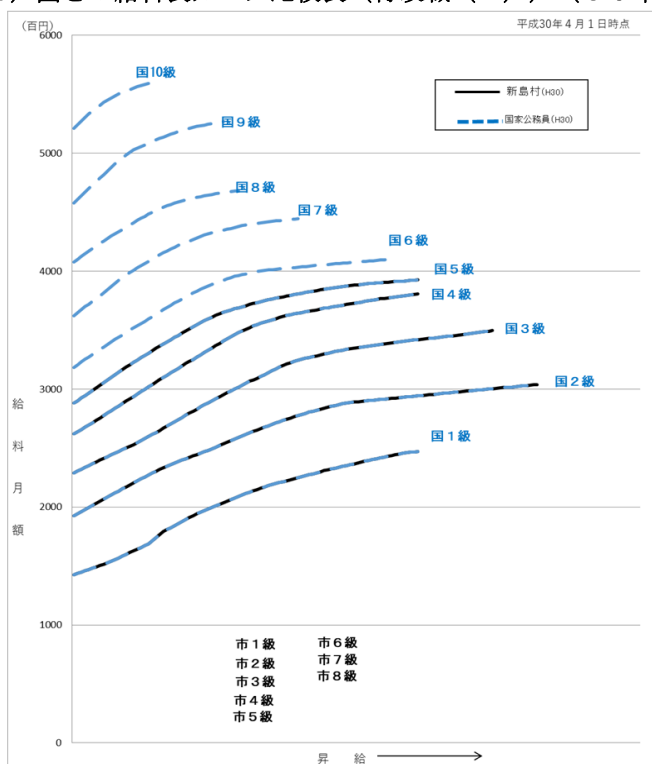
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	課長・支所長・事務長・室長・主幹	11	14.9	288,000	392,600
4級	統括係長	8	10.8	262,000	380,600
3級	係長	17	23.0	228,900	349,600
2級	主任	11	14.9	192,700	303,800
1級	主事	27	36.4	142,600	247,100

(注) 1 新島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況 (新島村)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ (一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新 島 村	東 京 都	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,258 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,836 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~10% ・管理職加算 10~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (新島村)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (30年4月1日現在)

新 島 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	43.00 月分	43.00 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2%加算))			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2%~45%加算		
1人当たり平均支給額(自己都合)		2,109 千円			
1人当たり平均支給額(定年・勸奨)		19,563 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (30年4月1日現在)

新島村は対象地域がないため支給なし。

(4) 特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		1,734 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		43,350 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		33.3 %		
手当の種類(手当数)		11		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
放射線取扱従事者手当	技師	放射線照射業務に従事したとき	125千円	月額12,000円
夜間看護手当	看護師	午後10時から午前5時までに看護業務に従事したとき	587千円	日額3,000円 日額1,500円 (2時間未満)
有毒薬品取扱手当	簡易水道事業職員	簡易水道事業において、塩素滅菌作業に従事した職員	36千円	月額1,000円
乗船手当	船員	連絡船に乗船勤務したとき	758千円	500～1,000円
死体処理手当	看護師	直接死体の処理に従事したとき	16千円	1件1人につき 1,000円
特殊自動車等運転手当	一般職	特殊自動車及び大型自動車の運転業務に従事したとき	115千円	30km以上 1,000円 30km未満 500円
年末年始勤務手当	一般職・看護師	年末年始の日に勤務したとき	100千円	500～1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	37,758 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	315 千円
支給実績(28年度決算)	34,789 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	294 千円

(6) その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族各6,500円 15歳から22歳の子についての加算 5,000円	同		14,688 千円	233,142 円
住居手当	賃貸住宅(支給限度額)27,000円	同		2,669 千円	148,277 円
通勤手当	通勤のために自動車等交通用具使用を常例とする職員に支給 交通用具使用者通勤距離5km以上10km未満4,200円 規則で定める地域(若郷等)7,100円	異	支給額が異なる	1,049 千円	87,416 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給 宿直4,000円 日直1,000円	異	支給額が異なる	3,683 千円	105,228 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 課長 基本給×15% 主任 基本給×10%	異	支給対象者、支給割合が異なる	8,334 千円	694,500 円
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により休日等に勤務した場合に支給6時間以内 8,000円 6時間以上12,000円支給	同		730 千円	60,833 円

5 特別職の報酬等の状況 (29年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	650,000 円 () 円	(参考)類似団体における最高/最低額 770,000 円 / 384,000 円	
	副 村 長	580,000 円 () 円	630,000 円 / 391,800 円	
報 酬	議 長	250,000 円 () 円	344,000 円 / 140,000 円	
	副 議 長	190,000 円 () 円	279,000 円 / 115,000 円	
	議 員	170,000 円 () 円	261,000 円 / 100,000 円	
期 末 手 当	市区町村長 副市区町村長	(29年度支給割合) 3.30	月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(29年度支給割合) 3.30	月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 650,000円×在職年数×4.0	(1期の手当額) 10,040,000	(支給時期) 任期毎
	副 村 長	580,000円×在職年数×3.0	6,960,000	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

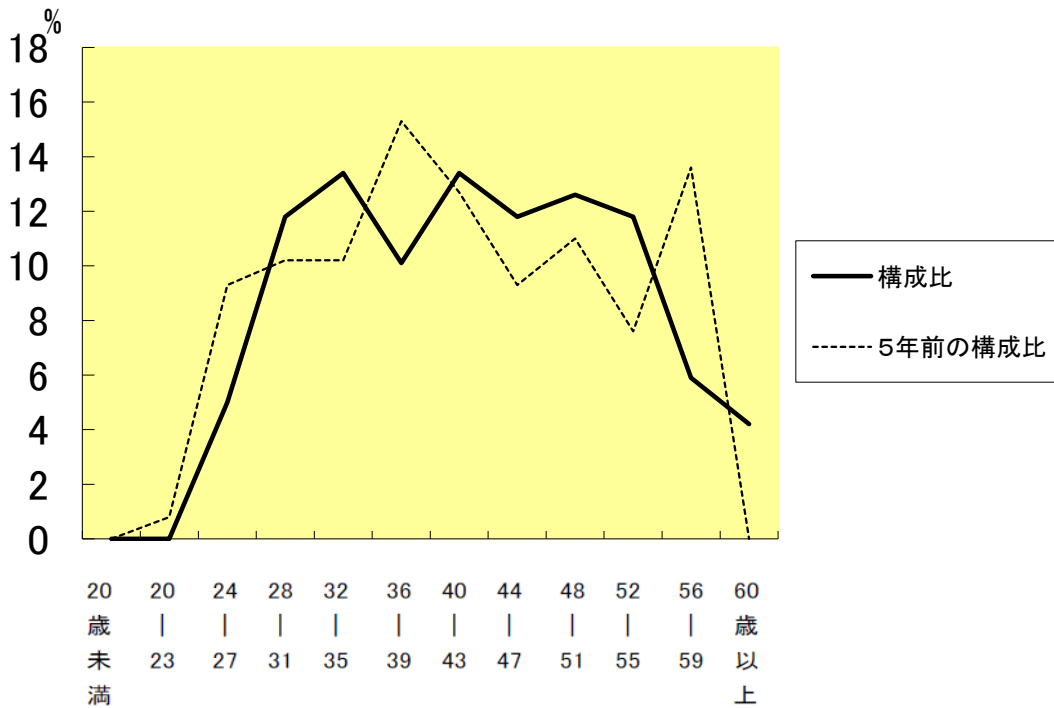
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	議会	1	1	0	1名増員 1名減 1名減 欠員補充 1名減
	総務	31	32	1	
	税務	4	3	-1	
	労働	2	2	0	
	農水	6	5	-1	
	商工	3	3	0	
	土木	5	6	1	
	民生	18	17	-1	
	衛生	10	10	0	
	計	80	79	-1	
	教育部門	9	9	0	
	消防部門	3	3	0	
	小 計	92	91		
公営 企業 計等 部門	診療所	20	19	-1	1名減 1名増員
	水道	2	2	0	
	下水	2	3	1	
	その他	4	4	0	
	小 計	28	28	0	
合 計		120	119	-1	
		[135]	[135]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (30年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	6人	14人	16人	12人	16人	14人	15人	14人	7人	5人	119人